

会員原簿記入のお願い

<別紙会員原簿にご記入の際下記の点にご注意下さい。>

- * 楷書ではっきりとお書き下さい。
- * 年月日についてはすべて西暦でご記入下さい。
- * 択一式の欄は□の中にチェックマーク（レ点）をご記入下さい。
- * FAX・Email・URL については、日精診名簿の情報公開についてのお問い合わせですので、可否を必ずご記入下さい。
ご記入が無い場合は公開可とさせていただきますのでご了承下さい。
- * **会員 ML（メーリングリスト）は原則的に登録をお願いいたします。また日精診名簿に掲載する Email アドレスと同じ場合は「同」、別アドレスをご希望の場合は希望のアドレスを明記して下さい。可否のご記入が無い場合は登録可とさせていただきます。**
- * 標榜科目については、（ ）に番号をご記入下さい。
（ 精神科を1番としてあります。 ）
- * 主な職歴は、短期間のものは必要ありません。
- * 保険医・所属学会は複数回答可能です。
- * 入会の際の推薦者は入会者診療所所在地のブロック内の日精診正会員2名となります。
- * 入会年月日より以下の欄は事務局にて行いますのでご記入は不要です。

公益社団法人 日本精神神経科診療所協会

※2022年4月～2024年3月の期間、時限的に「入会金・会費」を減額しております。

詳細は、下記「入会金・会費減額規程」をご確認ください。

第2章 会員及び会費 <定款施行細則 平成28年6月11日改訂版 抜粋>

(会員資格)

第2条 本会正会員は、一診療所(法人の場合は、分院もそれぞれ一単位とする)に1名とする。

2 賛助会員は下記の3種類の賛助会員とする。

賛助会員A：正会員の精神科診療所に勤務する精神科医師。

賛助会員B：正会員及び賛助会員A以外の精神科医師。

賛助会員C：団体

3 名誉会員は、理事会の議を経て会長が提議し、総会において推薦する。

(賛助会員の権利)

第3条 賛助会員の権利については次のとおり定める。

(1) 賛助会員A 総会における議決権、その他法令定款に定める正会員固有の権利を除き、正会員と同等の権利を有する。

(2) 賛助会員B 当協会定期刊行物の送付、会員名簿への掲載と配布。一般広報情報、の配布を行う。

(3) 賛助会員C 賛助会員Bと同等の権利及び協賛事業の優先。

(入会金、会費、負担金及び徴収方法)

第6条 定款第7条の規定による入会金、会費は次のとおりとする。これに変更のある場合に限り、総会の議決を経て定める。 **※時限的に「減額」しております。詳細は、下記規程をご確認ください。**

① 入会金 正会員：30,000円 賛助会員A：15,000円
賛助会員B・C入会金無し 管理医師交代時 30,000円

② 会費(月額) 正会員 4,000円
賛助会員A：2,000円 賛助会員B：1,500円 賛助会員C：年間100,000円

入会金・会費減額規程 <令和4年6月5日制定>

第1条 2022年4月～2024年3月の期間、時限的に正会員、賛助会員A、B、Cの年会費を一律半額に減額し、同期間に新規入会をした正会員、賛助会員Aの入会金も同様に一律半額に減額する。

① 入会金 正会員：15,000円 賛助会員A：7,500円
賛助会員B・C：入会金無し 管理医師交代時：15,000円

② 会費(月額) 正会員：2,000円 賛助会員A：1,000円 賛助会員B：750円
賛助会員C：年間50,000円

第2条 前条の会費は、当該年度末までに本法人に納入しなければならない。

附 則 1.この規程は、2022年4月1日にさかのぼって施行し、2024年3月31日に廃止する。